

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第78号

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例

相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「乳児」を「小児」に、「1歳に達する日の属する月の末日」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。

第2条第6項第1号中「乳児、小児又は特定対象児(次条第1項第9号に該当する者をいう。以下同じ。)」を「小児又は高校生等」に改め、同項第2号及び同条第7項中「乳児、小児又は特定対象児」を「小児又は高校生等」に改める。

第3条第1項第7号中「乳児」を「小児」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 高校生等(第1号から第6号までに該当する者を除く。)

第3条第1項第9号を削る。

第4条第2項中「その小児等養育者」の次に「(小児等養育者がいない同号に該当する者にあつては、その者)」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から同日の属する年の7月31日までの間 当該4月1日の属する年の前々年の所得

(2) 前号に掲げる期間の末日後の最初の8月1日から1年を経過する日までの間 当該8月1日の属する年の前年の所得

(3) 前号に掲げる期間の末日後の最初の8月1日から1年を経過する日までの間 当該8月1日の属する年の前年の所得

(4) 前号に掲げる期間の末日後の最初の8月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 当該8月1日の属する年の前年の所得

第4条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条第2項中「第3条第1項第8号」を「第3条第1項第7号又は第8号」に改め、「の翌日」を削り、「4月1日から18歳に達する日の属する月の末日」を「3月31日」に、「(その者の)」を「及び同項第7号又は第8号に該当する対象者で、次の各号に掲げる区分に応じ、その」に改め、「小児等養育者」の次に「(小児等養育者がいない同号に該当する対象者にあつては、その者)」を加え、「前条第2項に規定する」を「当該各号に定める」に改め、「に限る。)」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 第3条第1項第7号に該当する対象者(12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を除く。) 次に掲げる期間に応じ、それぞれに定める所得

ア 当該対象者が12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から同日の属する年の7月31日までにある間 当該4月1日の属する年の前々年の所得

イ 当該対象者がアに掲げる期間の末日後の最初の8月1日から1年を経過する日までにある間 当該8月1日の属する年の前年の所得

ウ 当該対象者がイに掲げる期間の末日後の最初の8月1日から1年を経過する日までにある間 当該8月1日の属する年の前年の所得

エ 当該対象者がウに掲げる期間の末日後の最初の8月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある間 当該8月1日の属する年の前年の所得

(2) 第3条第1項第8号に該当する対象者 前条第2項各号に規定する当該対象者に係る期間に応じ、同項各号に定める所得

第5条第3項を削る。

第6条第1項中「から第9号まで」を「又は第8号」に改め、「小児等養育者」の次に「(小児等養育者がいない同号に該当する者にあつては、その者。同条において同じ。)」を加え、同条第2項ただし書を削る。

第8条第1項中「(特定対象児を除く。)」を削り、「同項第1号」を「第3条第1項第1号」に改め、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定(「同項第1号」を「第3条第1項第1号」に改める部分に限る。)及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正前の相模原市医療費助成条例(以下「旧条例」という。)の規定にかかわらず、施行日以後、新条例第3条第1項第7号又は第8号に該当する者として、新条例の規定により医療費の助成を受けようとする者の新条例第2条第6項に規定する小児等養育者(以下この項において「小児等養育者」という。)(小児等養育者が不在の新条例第3条第1項第8号に該当する者にあつては、その者)は、市長に申請しなければならない。ただし、この条例の公布の日の属する月の翌月の初日から施行日の前日までの間のうち、全部又は一部の期間において、旧条例第3条第1項第7号又は第8号に該当する者として、旧条例の規定による医療費の助成を受けている者は、この限りでない。
- 4 市長は、前項ただし書に規定する者について、同項本文の規定による申請があつたものとみなし、新条例の規定を適用する。
- 5 施行日の前日において旧条例第3条第1項第8号に該当する者(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日の属する月の末日までにある者に限る。)として、旧条例の規定による医療費の助成を受けている者(施行日の前日が16歳から18歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の末日である者を除く。)が、施行日において新条例の規定を適用することとした場合、新条例第4条第2項の規定により医療費の助成の対象者とならないこととなるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から1年を経過する日までの間(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に18歳に達する者にあつては、施行日から同日までの間。次項において同じ。)は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める医療費の助成を受けることができる。

(1) 施行日の前日において旧条例第5条第1項の規定による医療費の助成を受けている場合 新条例第5条第1項の規定による医療費の助成

(2) 施行日の前日において旧条例第5条第2項の規定による医療費の助成を受けている場合 新条例第5条第2項の規定による医療費の助成

6 施行日の前日において旧条例第3条第1項第8号に該当する者(12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日の属する月の末日までにある者に限る。)として、旧条例第5条第1項の規定による医療費の助成を受けている者(施行日の前日が13歳から18歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の末日である者を除く。)が、施行日において新条例の規定を適用することとした場合、新条例第3条第1項第7号又は第8号に該当し、かつ、その医療費の助成の範囲が新条例第5条第2項に規定する範囲となるときは、その者の医療費の助成の範囲は、同項の規定にかかわらず、施行日から1年を経過する日までの間は、同条第1項に規定する範囲とするものとする。

(準備行為)

7 新条例の規定による医療費の助成に係る申請その他準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項及び別表第2第3項の表2の項中「第9号」を「第8号」に改める。